

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和6年2月27日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和6年1月16日から令和6年2月27日まで

（2）現地調査箇所

該当なし

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

活力都市創造部

- ・景観政策課
- ・建築指導課
- ・まちづくり推進課

建設部

- ・河川整備課
- ・道路構造保全対策課
- ・営繕課

（2）対象期間

令和4年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 活力都市創造部 建築指導課

ア 超過勤務手当の支給について、人事給与システムに入力する際、支給区分を 150/100 とすべきところ、誤って 135/100 として入力したことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(2) 活力都市創造部 まちづくり推進課

ア 契印について、備品台帳が作成されていなかったため、改善を図られたい。
イ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 週休日に行った 4 時間 30 分の勤務について、4 時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、残りの 30 分は超過勤務手当の対象となるが、その支給割合は 125/100 とすべきところ、週休日の支給割合 135/100 としているものが複数あった。

(イ) 同一週を超えた勤務時間の割振り変更を行ったことにより、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した 4 時間について、超過勤務手当 25/100 が支給されておらず、過小支給となっているものがあつた。

(3) 建設部 道路構造保全対策課

ア 御旅屋橋架替工事にかかる橋梁添架管負担金の納入期限について、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。

イ 日額と定められた附属機関（富山市橋梁マネジメント修繕計画改定業務委託受託候補者選考委員会）の委員報酬について、職務従事後 10 日以内に支払わ

れていないものが見受けられたので、改善を図りたい。